

地域密着型通所介護に係るQ & A（関係Q & Aからの抜粋を含む）

凡例：「区分」欄 ①：全国介護保険担当課長会議資料についてのQ & A（（平成26年）9月19日版）、②：平成27年3月2日・3日開催 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料、③：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A（平成27年8月19日版）

区分	問	回答
① 問 129	介護保険法改正に伴う主な省令事項について【振興課分】では、「通所介護とは～（利用定員が厚生労働省令に定める数以上であるもの～）をいう。」とし「十八人」となっているが、デイサービスの資料では「通所介護事業所の利用定員が18人以下の事業所を地域密着型通所介護とする」になっている。どちらが正しいのか。	地域密着型通所介護については、利用定員が18人以下の事業所とする予定である。このため、通所介護は、利用定員が19人以上の事業所となる。
① 問 141	利用定員18人以下を地域密着型通所介護とする予定とのことだが、現行で通常規模型（前年度1月当たり平均利用延人数301～750人）で、かつ定員が18人以下の事業所も地域密着型サービスとなるのか。	<ol style="list-style-type: none"> 現在の介護報酬上、小規模型通所介護費の対象となる事業所は、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人以下の場合であるが、地域密着型サービスとして位置付ける際には、固定的な基準が必要である。 このため、現行の小規模型通所介護費の対象となる事業所を概ね位置付けることができる規模として、事業所の利用定員が18人以下である場合は、地域密着型通所介護とする予定である。 このことから、現在、通常規模型の報酬を算定している事業所においても、現在届出がなされている事業所の利用定員が18人以下の場合は、地域密着型サービスとなる。（報酬算定上の規模区分、実際の利用者数は関係ない。）
① 問 142	指定療養通所介護については、現行の基準で利用定員9人以下となっているが、平成28年4月1日以降は、すべて地域密着型サービスとなるのか。	利用定員18人以下の通所介護は、地域密着型サービスとなる。このため、療養通所介護は、地域密着型サービスとなる。
① 問 143	現在、1の事業所において月曜～金曜の利用定員を30人、土曜の利用定員を10人としている場合、月曜～金曜について通所介護の指定が継続され、土曜について地域密着型通所介護のみなし指定を受けることになるのか。それとも、そもそも曜日ごとに定員を分けることは想定していないのか。（事例の場合では、利用定員は月～土まで30人、月～金曜は1単位目、土曜は2単位目という取扱いになるのか）。	<p>利用定員については、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、単位ごとの定員のことでない。</p> <p>事例のような場合には、利用定員30人の事業所となるため、地域密着型通所介護にはならない。</p>

<p>① 問 144</p>	<p>地域密着型通所介護の利用定員については、定員 18 人以下と示されているが、事業所によっては、サービス提供単位ごとに定員 19 人以上と 18 人以下に設定している場合がある。このようなサービス体制を取っている場合は、サービス分類をどのように考えれば良いか。</p>	<p>利用定員については、事業所において同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、サービス提供単位ごとの定員のことでない。</p> <p>事例のような場合には、利用定員 19 人以上の事業所となるため、地域密着型通所介護にはならない。</p>
<p>① 問 145</p>	<p>平成 28 年 4 月から小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行するが、利用者は原則として、事業所がある市町村に限定されるのか。また、他市町村の利用者については現行のような事務手続きをすることで利用可能とするのか。</p>	<p>1 平成 28 年 4 月 1 日以降の新規利用者については、その事業所がある市町村の被保険者のみがサービス利用の対象となるが、当該市町村の同意を得た上で他の市町村が当該事業所を指定すれば、他の市町村の被保険者が利用することも可能である。</p> <p>2 また、平成 28 年 4 月 1 日前からの既存の利用者については、それぞれの住所地である市町村の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、当該市町村以外の他の市町村の被保険者も引き続き利用することが可能である。</p>
<p>その他</p>	<p>現在の利用者（事業所の所在市町村以外の市町村（「他の市町村」という。）に居住する利用者）は、引き続き利用できるのか。</p>	<p>平成 28 年 3 月 31 日において、他の市町村の被保険者が通所介護を利用している場合には、みなし指定となるため、引き続き利用が可能である。</p>
<p>① 問 148</p>	<p>みなし指定について、みなし指定の対象事業所の確認（施行日前日の利用者に係る市町村の確認）は、各指定権者（A市町村）が行うのか。また、どのように行うことを想定しているか。</p>	<p>1 各市町村においては、都道府県から地域密着型通所介護に移行する事業所の指定に係る必要書類や都道府県内における移行する事業所の情報などを引き継いでいただくことを検討している。</p> <p>2 A市町村の被保険者が、B市町村の事業所を利用している場合の把握方法としては、地域密着型通所介護に移行する事業所（B市町村に所在）から、A市町村にA市町村の被保険者の利用実績などを報告することを通じ確認することを検討している。</p> <hr/> <p>（被保険者に係る報告の手順）</p> <p>地域密着型通所介護に移行する事業所にあつては、平成 28 年 3 月 31 日時点で利用契約を締結している利用者（要介護認定者）のうち事業所所在市町村以外から当該事業所を利用している者について、様式により平成 28 年 4 月 20 日（水）までに市町村ごとに取りまとめ該当市町村に提出する。</p>

② 問 14	平成28年3月31日において、他市町村（ア）の被保険者Aが地域密着型となる通所介護事業所を利用している場合は、当該通所介護事業所は他市町村（ア）のみなし指定を受けるが、これは当該市町村（ア）の当該利用者Aについてであり、利用者A以外の他市町村（ア）の別の利用者B（施行後に新たに利用する者）については、みなし指定の効果は及ばない（Bが利用するためには、改めて利用者Bについて他市町村（ア）の地域密着型の指定を受ける必要がある）と考えてよいか。	お見込みのとおり。
① 問 150	既存の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行は、みなし指定ということになるが、平成28年4月1日以降、新たな事業所は市町村の指定対象として、他の地域密着型サービスと同等の取扱いをすると捉えることのできるか。	お見込みのとおり。
① 問 151	「地域密着型通所介護に位置付ける際の判断基準となる利用定員については、現在届出がなされている利用定員により判断する」とあるが、移行後に区分をまたいで定員変更（例えば定員18名（地域密着）から20名（通所介護）の変更など）する場合は、それぞれの廃止・指定手続きが必要になるのか。	お見込みのとおり、地域密着型通所介護については市町村に対して廃止手続きが必要となり、通所介護については都道府県に対して新たに指定手続きが必要となる。
① 問 156	地域密着型通所介護の利用定員の判断は、「同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の上限が18人以下」の予定とあるが、指定通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）（通所型サービス）を一体的に運営する場合の定員の考え方はどのようになるのか。	利用定員については、当該事業所において同時に指定通所介護（地域密着型通所介護）の提供を受けることができる利用者の数の上限であり、この範囲内において総合事業を一体的に行うことも可能とすることを検討している。 （詳細は5p）
② 問 6 問 16	地域密着型へ移行した小規模通所介護における運営推進会議については、事業所数が多数ある地域においては、会議出席者が多くの事業所で重複する可能性があり、出席者の負担が非常に重くなるため、会議の開催を努力義務に留めるような基準の緩和を検討して頂けないか。	地域密着型通所介護における運営推進会議については、事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数より緩和し、概ね6月に1回以上開催することとしている。 なお、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合等においては、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。
その他	地域密着型通所介護の要支援者（総合事業の利用者）の介護報酬は、いつ頃決定するのか。	要支援者が利用する介護予防に係る介護報酬に関しては、現行通りと考えている。 なお、総合事業に係る報酬に関しては、市町村ごとに定めることになっている。

<p>その他</p>	<p>通常型の要支援者（介護予防給付対象者）の介護報酬改定も平成28年4月に行われるのか。</p>	<p>国から示されていないため、判らないが、おそらく現行通りではないかと考えている。</p>
<p>その他</p>	<p>地域密着型通所介護の介護報酬はいつ頃決定するのか。</p>	<p>平成27年11月20日現在では、介護報酬の額は告示されていない。平成27年の介護報酬の告示は、平成27年3月に告示された。 なお、社会保障審議会 介護給付費分科会（平成27年2月6日）の資料で案が示されている。これによると、現行の小規模型通所介護費に同じである。</p>
<p>その他</p>	<p>要支援者（介護予防給付対象者）の介護報酬は、月単位か、日単位か。</p>	<p>要支援者の介護報酬は、変更ないと聞いているため、日割り計算を行う場合を除いて月単位の包括報酬である。</p>
<p>その他</p>	<p>同一サービスであっても、保険者が異なれば、利用料に差が生じることはあるか。 また、当該通所介護と一体的に行う総合事業の利用料はどうか。</p>	<p>地域密着型通所介護は、介護報酬告示に基づくものであるため、保険者が異なっても利用料（介護報酬）に差は生じない。 しかし、総合事業については、市町村独自で単価設定が可能であるため、差が生じる可能性はある。</p>
<p>その他</p>	<p>平成28年4月1日以降に地域密着型通所介護事業所の利用を希望する当該事業所所在地外の市町村の被保険者については、どのような手続きが必要なのか。</p>	<p>当該被保険者居住の市町村にお問い合わせいただきたい。 概ね次のような手続になると思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が居住地外に所在する地域密着型通所介護事業所を利用したい希望を介護支援専門員が把握し、その旨を居住地の市町村に伝える。 ② 居住地の市町村と事業所が所在する市町村で協議し、事業所が所在する市町村が認める旨を居住地市町村に伝える。 ③ 居住地市町村は、介護支援専門員にその旨を伝え、居宅サービス計画に位置付ける。

(地域密着型) 通所介護事業と総合事業との関係について

<p>③ 第6 問14</p>	<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。</p>	<p>1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3㎡以上、 ・ 通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。 <p>2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。</p> <p>3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。</p>
<p>③ 第6 問11</p>	<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。</p>	<p>1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前に介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、 ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めるとしている。 <p>2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。 ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。